

事業所ごみの減量とルールの確認

ごみの野外焼却は
禁止されています

ルールを守つて

事業所ごみは法律により、自己処理が原則となっています。

自己処理ができない一般廃棄物は、市が許可した地区担当の収集業者に依頼するか、処理施設に直接持ち込んでください。

※産業廃棄物は、専門の処理業者に依頼してください。

●分別万法

雑がみ・新聞紙・雑誌・ダンボール・OA用紙・シュレッダーにかけた紙などに分けて出してください。

※濡れている紙は出せません。

事業所ごみを家庭用ごみ袋に入れて出すことはできません

ごみを削減するために

資源物としてリサイクルすることで、ごみを減らせます。

ごみ減量指導員が市内事業所を訪問し、資源としてリサイクルできるものや処理方法について説明します。分からないうがあれば、気軽に質問してください。

●収集業者

(有)大野城美掃

☎ (503) 6166

(有)クリーンみかさ

☎ (575) 2789

(株)大野環境

☎ (586) 3020

●問い合わせ先

循環型社会推進課ゼロカーボン推進担当

回収には、事前の登録が必要です。循環型社会推進課に問い合わせてください。
※シユレッダーにかけた紙も回収します。

☎ (580) 1886

●問い合わせ先

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当
☎ (580) 1887

生活環境を守るため、ごみは自分で焼却せず、適正に処分しましょう。



緩衝材付きのダンボールは 古紙回収倉庫に入れないで

例外として認められている場合

※生活環境への配慮をお願いします。

◆農業などを営むためにやむを得ない焼却（焼き畠など）
◆たき火その他日常生活を営む上で軽微なもの（◇落ち葉焚き◇キャンプファイヤーなど）

◆風俗習慣などでの焼却（◇正月のしめ縄◇門松など）

◆災害などでの焼却

簡単焼却炉やドラム缶などは、焼却設備の構造などの基準を満たしておらず、有害物質が発生する恐れがあるため、野外焼却はできません。

●問い合わせ先

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当
☎ (580) 1889

※FAX 市外局番の記載のない場合は全て (092) です。